

議案第 1 1 3 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、従来のサウナ設備のうち、消費熱量が小さい簡易サウナ設備に係る設置要件の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 簡易サウナ設備の位置及び構造に係る基準の設定（新第 7 条の 2 関係）

簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）を、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とすることとし、その位置、構造及び管理の基準を定めることとする。

2 従来のサウナ設備の名称の変更（新第 7 条の 3 及び第 4 4 条関係）

1 に伴い、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更することとする。

3 火を使用する設備等の届出対象の追加（第 4 4 条関係）

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置しようとする場合には、あらかじめ消防長に届け出なければならないこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 8 年 3 月 3 1 日